

社会福祉法人 佐伯市社会福祉協議会評議員及び役員の報酬等に関する規程

	条 文
目 的	第1条 この規程は、佐伯市社会福祉協議会定款第10条に定める評議員及び同定款第25条に定める役員(以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。
報 酬	第2条 役員等に支給する報酬の額は、別表第1のとおりとし、行政職員が含まれる場合は、職員には支給しないものとする。
費用弁償	第3条 役員等が職務を行うために要する費用弁償の額は、別表第2のとおりとし、行政職員が含まれる場合は、職員には支給しないものとする。 2 役員等が職務のため出張、旅行したときの旅費については、職員の旅費規程に準ずるものとする。
報酬等の支払	第4条 会長の報酬は、9月及び3月の年2回に分割し、常務理事の報酬は毎月支給する。また、評議員、理事及び監事の報酬等は、その都度支給するものとする。 2 退職、失職、死亡の場合は、その月以前分は月割りとし、その月分は日割り計算によって支給する。 3 会長が必要と認めるときは、第1項の規定に関わらず、これを支給することができる。
附 則	この規程は、平成17年3月3日から施行する。
附 則	この規程は、平成21年4月1日から施行する。
附 則	この規程は、平成22年4月1日から施行する。
附 則	この規程は、平成23年6月1日から施行する。
附 則	この規程は、平成24年4月1日から施行する。
附 則	この規程は、平成28年4月1日から施行する。
附 則	この規程は、平成29年11月1日から施行する。
附 則	この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

役職名	区分	報 酬	備 考
会 長	年額	360,000円	
常務理事	月額	230,000円	職員給与規程に定める手当(別表4)3.通勤手当額表に準ずる。
監 事	日額	14,000円	監査業務時に適用する。
理事・評議員・監事	日額	3,500円	理事会及び評議員会並びに本会の業務に関し出張した場合。ただし、常務理事は適用しない。

別表第2(第3条関係)

距 離	費用弁償	備 考
5km未満	300円(佐伯1.3)	役員・評議員・部会委員等の費用弁償は、旧市内は、本庁から、旧郡部は、各振興局から、佐伯市7255番地13 佐伯市社会福祉センターまでの間とする。
5km以上10km未満	600円(弥生8.8)(鶴見9.8)	
10km以上15km未満	900円(本匠14.4)(米水津10.4)	
15km以上20km未満	1,200円(上浦15.1)(直川17.9)	
20km以上25km未満	1,500円	
25km以上30km未満	1,800円(蒲江26.9)	
30km以上35km未満	2,100円(宇目31.6)	
35km以上40km未満	2,400円	
40km以上45km未満	2,700円	
45km以上50km未満	3,000円	
50km以上	3,300円	